

「積立型定期預金（「たくわえ満期指定型」（個人用）」）商品概要説明書

（2020年4月20日現在）

1	商品名 (愛称)	・積立型定期預金 愛称：「たくわえ満期指定型」（個人用）
2	販売対象	・個人の方のみ
3	期間	・6カ月以上5年以内。1日単位で自由に決定できます。 (1カ月の据置期間を含みます。)
4	預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) その他	・契約期間内で分割してお預け入れいただきます。 ・1回あたり1,000円以上300万円未満。 (ただし、ボーナス預入額は毎月預入額と異なる金額とします。) ・1円単位(ただし、ボーナス預入額は1,000円単位) ・年2回まで、ボーナス預入を設定することができます。
5	払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。ただし、各分割預入ごとに個別に解約することができます。
6	運用預金種類	・期日指定定期+スーパー定期(単利)
7	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預金規定に基づき、各分割預入時の「期日指定定期預金」の店頭表示利率を適用します。 ただし①預入日から満期日までの期間が3年超3年3ヶ月未満の場合、当初1年間は「スーパー定期1年もの」の店頭表示利率を適用し、自動継続時は「期日指定定期預金」の店頭表示利率を適用します。また②預入日から満期日までの期間が1年未満の場合、預入期間に応じた「スーパー定期」の店頭表示利率を適用します。 ・すでに預入されている定期預金を自動継続する場合は、預金規定に基づき、満期日までの期間が1年以上の場合は「期日指定定期預金」、1年未満の場合は預入期間に応じた「スーパー定期」の自動継続時の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・運用している預金種類の利息計算方法を適用します。
8	手数料	—
9	付加できる特約事項	・マル優の取扱いが可能です。 ・「普通預金」「当座勘定」からの口座振替による預入が可能です。
10	中途解約時の取扱	・預金規定に基づき、預入期間に応じた中途解約利率に基づき計算した利息とともに払い戻します。 ・中途解約利率については、運用している預金種類の中途解約利率を適用します。
11	その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における「普通預金利率」により計算します。
12	税金	・個人のお客さま 源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%） ※ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
13	当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772